

公費解体・ 費用償還(自費解体) よくある質問

令和6年2月15日

(令和6年10月21日一部改訂)

羽咋市環境安全課

公費解体制度について

Q 1 解体・撤去費用はだれが負担しますか？
A 1 市の負担で解体・撤去を行います。ブロック塀や庭木、庭石などは、原則、対象となりません。 なお、家財等は、所有者が解体工事着工までに運び出し、処分してください（※）。 ※家財等の運び出し処分前でも、公費解体の申請をすることができます。
Q 2 自費解体で解体する場合の期限はありますか？
A 2 令和7年1月31日までに解体業者と契約し、令和7年3月31日までに、市に申請していただく必要があります。
Q 3 自費解体で費用償還を受ける場合、解体事業者に支払った全額が返ってきますか？
A 3 償還する額の上限は、本市が算定した額（基準額）となります。申請者から解体工事業者への支払金額が上限を上回る場合、自己負担が発生する場合があります。
Q 4 解体・撤去の対象となるのは、どのような建物ですか？
A 4 令和6年能登半島地震により損壊した家屋等が対象となります。具体的には、被災証明書、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定されたものが対象となります。 中小企業者の事業所、空き家、納屋などの非住家については、被災証明書で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）となり、生活環境保全上の支障があると市が認める場合は対象となります。 ※中小企業者とは：中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。）
Q 5 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できますか？
A 5 併用できません。 ただし、応急修理制度を活用し、対象家屋に継続的に居住することを目指し、応急修理を行って生活を始めたものの、長期継続的に居住することが困難で、結果的に解体・撤去をせざるを得ない状況となった場合に限り、例外的に公費解体制度を利用することができる場合があります。

解体の範囲について

Q 6 建物の基礎は対象となりますか？
A 6 建物と一体として解体するのであれば、対象となります。
Q 7 家屋の一部だけを解体・撤去してもらいたい対象となりますか？
A 7 対象となりません。 ただし、家屋等の再建のため、基礎を残すことは可能です。現地立会い時にご相談ください。
Q 8 敷地内にあるブロック塀は対象となりますか？
A 8 ブロック塀・よう壁等は、解体・撤去の対象となりません。

ただし、倒壊のおそれがあると認められる場合および工事支障のため撤去の必要性がある場合は、家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀も解体・撤去します。申請書にその旨ご記入ください。申請受付後に、現地調査を行い、倒壊のおそれがあるか否か判断します。

Q 9 庭木・庭石や土間コンクリートは対象となりますか？

A 9 庭木・庭石の類は、解体・撤去の対象となりません。土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。ただし、工事支障のため撤去の必要性があるものは対象となります。

Q 10 浄化槽・便槽は対象となりますか？

A 10 家屋等と一体として解体するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も撤去の対象となりますが、工事後の客土は実施しません。

Q 11 敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの解体・撤去は対象となりますか？

A 11 被災証明書で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）判定を受けており、生活環境保全上の支障があると市が認める場合は対象となります。

Q 12 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去できますか？

A 12 解体は、棟単位で行いますので、一棟の建物であればできません。ただし、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は、倉庫のみ解体・撤去できる可能性があります。解体・撤去の可否は現地立会い時に判定いたします。

なお、申請者自身で、縁切り（建物を分ける工事を行うこと）等を行っていただく必要があります。※申請前にご自身で縁切り等を行わないようにしてください。

申請手続きについて

Q 13 申請はどこでできますか？

A 13 市役所 2 階住まいの支援窓口で申請ができます。

申請受付時間は、9時から16時です。

費用償還の受付は、令和6年3月1日から令和7年3月31日（関連Q2）、

公費解体の受付は、令和6年3月25日から令和7年3月31日です。

Q 14 おおまかなスケジュールを教えてください。

A 14 **（公費解体）**

令和6年3月25日から受付を開始いたします。受付後、書類審査、市（市が委託したコンサルタント会社）による現地確認、申請者と市（市が委託したコンサルタント会社）、解体業者による3者立会いでの現地確認により、解体対象家屋の特定をします。また、場合によりアスベスト調査等が必要になる場合があります。

申請受付後、市が委託したコンサルタント会社から現地調査、現地立会の連絡をいたします。連絡時期は、申請時期及び被災家屋の所在地で異なります。

申請書類が整っていない場合など、追加の資料をお願いすることで、解体着手までにさらに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

なお、解体・撤去被災工作物等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続きは、申請者が解体・撤去工事

着手前までに完了してください。

(費用償還)

令和6年3月1日からから受付を開始いたします。受付後、書類審査、市の担当者による現地確認後、償還額の算定を行い、決定額を申請者に通知します。償還額の通知を受領後、市に請求書を提出していただきます。償還額の振込は、請求書の提出から約1か月後に振込します。申請から口座振込までの期間は概ね3～4ヶ月程度となる見込みです。

申請書類が整っていない場合など、追加の資料をお願いすることで、さらに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

Q15 郵送での申請はできますか？

A15 郵送での申請はできません。窓口までお越しください。

Q16 公費解体を申請する場合、申請者は誰になりますか？

A16 (公費解体)

家屋等の所有者が申請者となります。所有者が、未成年者・成年被後見人の場合は、法定代理人（未成年者の場合は親権者または未成年後見人、成年被後見人の場合は成年後見人）が申請者となります。

家屋の所有者は、以下のとおり判断します。

- (1) 家屋等が登記されている場合は、登記事項（建物）全部事項証明書で判断します。
- (2) 家屋等が未登記である場合は、固定資産税評価・課税証明書における納税義務者を所有者と判断します。
- (3) 家屋等が未登記・非課税である場合は、原則として家屋等が建っている土地の所有者を当該家屋等の所有者と判断します。なお、土地の所有者は、登記事項（土地）全部事項証明書で判断します。

(費用償還)

解体業者等と契約を締結された方が申請者となります。解体業者等と契約を締結された方と家屋等の所有者が異なる場合は、家屋等の所有者の同意書の提出が必要です。

Q17 家屋等の所有者が複数人（共有して）いる場合は、誰が申請者になりますか？

A17 共有者の中から代表者を1名決めてください。その代表者が申請者となります。申請の際に代表者以外の共有者全員分の同意書（実印・印鑑証明書）を提出していただきます。

共有者が、未成年者・成年被後見人の場合は、法定代理人（未成年者の場合は親権者または未成年後見人、成年被後見人の場合は成年後見人）が同意者となります。

Q18 所有者が死亡している場合は、誰が申請者となりますか？

A18 原則として、次のとおりとなりますが、詳細は相談窓口にてお尋ねください。

(1) 遺産分割協議が成立している場合

遺産分割協議により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人が申請者となります。

申請の際に遺産分割協議書及び相続関係証明書類（※1）の原本とその写しを持参してください。原本とその写しに間違いがないことを確認して、写しを提出していた

だきます。

(2) 遺産分割協議が成立していない場合

所有者（被相続人）の法定相続人の中から代表者を1名決めてください。その代表者が申請者となります。申請の際に 代表者以外の法定相続人全員分の同意書及び相続関係証明書類（※1）を提出してください。

(3) 公正証書遺言がある場合

公正証書遺言（※2）により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人が申請者となります。申請の際に公正証書遺言の原本及び所有者の死亡が確認できる書類（戸籍等）とそれらの写しを持参してください。原本とその写しに間違いがないことを確認して、写しを提出していただきます。

※1 相続関係証明書類とは、被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本（原本）、法定相続人の戸籍謄本等（原本）、被相続人の相続関係が確認できる書類のことです。

※2 公正証書遺言以外の遺言は、有効なものか否か判断ができないため認めていません。

Q19 共有者（又は相続人）の所在が不明の場合、同意書の提出は必要ですか。

A19 被災家屋の等の解体撤去は、私有財産の処分ですので、共有者（又は相続人）の全員の同意が必要です。

ただし、建物が倒壊などして建物性が認められない場合や共有者（又は相続人）に対する意向確認の状況、家屋の状況等を総合的に考慮してやむを得ないと考えられ、共有者（又は相続人）から異議が出る可能性が低いと考えられる場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書）を提出することで同意書の提出を不要とできます。

同意書の提出が難しい場合は、意向確認の状況や家屋の状況等をお伺いしますので、まずは、相談窓口でご相談ください。

Q20 抵当権が設定されている場合は、抵当権者の同意書の提出は必要ですか？

A20 必要です。申請者から抵当権者へご説明の上、同意を得ていただく必要があります。

Q21 隣接地同意書はどんな時に必要になりますか？

A21 申請受付後の現地調査の結果により、隣接地へ敷地内の構造物が倒壊するおそれがある場合や、隣接地の敷地を通行または使用しなければならない場合に必要になります。

Q22 令和6年能登半島地震発災日以降に家屋等の所有者が変わった場合は申請できますか？

A22 原則として発災日以降に家屋等の所有者が変わった場合は申請できません。ただし、相続により所有者が変わった場合は申請できます。

Q23 費用償還の対象経費として、運搬・処分料は対象となりますか？

A23 解体業者等が産業廃棄物として処理を行い、マニフェスト等の提出があれば、運搬・処分料も含め、償還対象となります。

収集運搬のみ業者等に委託した場合や、片付けを手伝った方に支払った謝金等の費用は償還対象となりません。

Q24	解体工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなりますか？
A24	マニフェストとは、廃棄物の処理を民間事業者に行わせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管しているものです。マニフェスト伝票（写し）がある場合に限り、処分料を償還金の申請に含める事ができます。

解体実施時について

Q25	自宅の公費解体において、タンスなど不要な家財道具は室内に置いたままでいいですか？
A25	被災家屋の家財道具は、解体工事着工までに処分しておいてください。現地立会時に災害廃棄物仮置場への入場券をお渡しします。 なお、畳や建具、給湯器や流し台等の設備は、処分する必要はありません。
Q26	事業所の公費解体において、事務机等不要なものは建物内に置いたままでいいですか？
A26	事業所、工場等（貸家、アパート等を含む。）の建物内にある残置物や設備機器は原則として対象となりませんので、解体前に処分しておいてください。 事業所、工場等の設備機器については、事前に撤去することが困難な場合は、解体業者と別途契約していただいても構いません。申請後の現地立会いの時に、解体業者にご相談ください。
Q27	解体前の現地立会いに行かないといけませんか？
A27	解体工事は、個人の財産処分に関する大変重要なことであり、現地立会いはその範囲や対象物等を事前に確認する重要な打合せとなりますので、必ず立ち会っていただくようお願いいたします。なお、本人の立会いが困難な場合、代理人を立てていただきますようご協力をお願いします（代理人の立会いの場合、別途委任状が必要となります）。 例えば庭木、ブロック塀などは原則解体の対象外ですが、工事の支障となる場合等、撤去の対象となる場合があります。しかし、『木はこどもが産まれた時の記念樹なので残してほしい』など所有者の方にしか分からない事情もあるでしょうから、（電話ではなく）現地で話をさせていただき、確認させていただきます。